

# 天使虹の園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

## 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人イエス団
所 在 地	神戸市中央区吾妻通 5-2-20
電 話 番 号	078-221-9565
代表者氏名	理事長 神崎 清一

## 2 利用施設

施 設 の 名 称	天使虹の園	
施 設 の 所 在 地	大阪市此花区春日出北 1-18-13	
連 絡 先	Tel06-6463-9784	Fax06-6463-9789
管 理 者	園長 柳本 英里	
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童	
認 可 定 員	0才児 12人、1歳児 24人、2歳児 24人	
利 用 定 員	満3歳以上の児童	0人
	満1歳以上3歳未満の児童	38人
	満1歳未満の児童	12人
開 設 年 月 日	昭和30年7月5日	

## 3 施設の目的・運営方針

天使虹の園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

## 4 当園における施設・設備等の概要

### (1) 施設

敷 地		273.91㎡
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
	延べ面積	499.99㎡
園 庭		142.44㎡

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	4 室	1 歳児 2 室、2 歳児 1 室、 プレイルーム 1 室
遊戯室 (ホール)	0 室	
調理室	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、新保育所保育指針（平成 30 年 4 月 1 日施行）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育内容：保育理念・基本方針・全体的な計画 参照

(3) 一時預かり及び休日保育

天使保育園にて実施

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 4 月 1 日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事し、計画の立案、実施、記録及び家庭連絡の業務を行う	14	8	6	
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	2	2		栄養士と兼務

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：30～16：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：30～16：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～16：30）
調理員	正規の勤務時間帯（8：30～16：30）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

## 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし祝祭日、年末年始（12月30日から1月4日）は休園となり、夏期休園（8月12日～15日）、創立記念日（10月1日）、春期休園（3月30日）は休園協力日となります。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

ただし保育基本時間は8時～16時までとし、それ以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時～19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

ただし保育基本時間は8時～16時までとし、それ以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時～19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況、栄養士の配置状況

### (1) 食事の提供方法：自園調理

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、食事の提供を行います。ただし土曜日・行事日は提供できない日もあります。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1～2歳児		11時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

### (3) アレルギー対応状況：除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

## 10 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

## 11 特別支援児保育の取組状況

地域社会の中で、特別支援の必要なこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援児保育を行っています。

## 12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

### (1) 園児が小学校に就学したとき

### (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

### (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科、小児科

医療機関の名称	うえかわ医院
医師名	上川 浩美
所在地	大阪市此花区梅香 3-20-12
電話番号	06-6462-2353

### (2) 歯科

医療機関の名称	弓倉歯科
医師名	笹森 智絵
所在地	大阪市此花区春日出中 1-19-15
電話番号	06-6461-2266

## 15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 16 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・ 自動火災報知機	有	・ 誘導灯	有
	・ ガス漏れ報知器	有	・ 非常警報装置	有
	・ 非常用電源	無	・ スプリンクラー	無

	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

### 17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

### 18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	園長・主任
	・ご利用時間	8:30～ 18:00
	・電話番号	06-6463-9784
	F A X	06-6263-9789
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	近藤 遼	電話番号 06-6761-1171
		大阪市私立保育連盟会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

### 19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	園児事故対策共済
保険の内容	死亡・入院・通院・後遺障害
保険金額	300万円

※詳しくは、別途配布する「保険のしおり」を御確認ください。

### 20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和元3度	令和4度	令和5度
0歳児	6人	6人	6人
1歳児	24人	12人	22人
2歳児	15人	32人	13人

### 21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況		
自己評価の実施状況	毎年度実施	特に問題なし

### 22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表公示された旨なし

### 23 当園におけるその他の留意事項

宗教活動、政治活動、営利活動	当園はキリスト教主義に従って保育しています。利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
----------------	---

<別掲>

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保護者会費	ノアの会活動費	月額 100円

2 新入児及び進級児の新学期用品の実費徴収金額 別紙「新学期用品」参照

3 時間外保育に係る利用者負担 別紙「定時間外保育について」参照

※ 上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

※ 全て月額で計算しますので、日割り計算はできません。また年度途中や月途中の退園の場合も返金はできませんのでご了承ください。